

名義使用に関する要項

令和3年10月18日学長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）の共催、後援等における名義の使用に関し必要な事項を定める。

(名義)

第2条 本学が使用を許可する名義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国立大学法人島根大学
- 二 島根大学
- 三 Shimane University（大文字表記を含む。）

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 事業 講演会、研究会、シンポジウム、競技会、キャンペーンその他の催事をいう。
- 二 共催 本学が本学以外の団体等と共同して主体的に事業を開催することをいう。
- 三 後援 本学が本学以外の団体等が主体となる事業の趣旨に賛同し、本学の名義の使用を認めることで当該事業を支援することをいう。
- 四 協賛 原則、後援名義を使用する事業において、特に主催者から協賛として名義を使用したい旨の要望がある場合をいう。
- 五 主催者 事業を主体的に開催する団体又は個人をいう。

(許可基準)

第4条 名義の使用は、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- 一 本学の教育、研究、社会貢献・国際貢献等の目的に沿ったものであること。
- 二 主催者の存在が明確であり、かつ、事業関係者が社会的に信用できる者であること。
- 三 政治活動、宗教活動、営利事業又は特定の団体の宣伝に利用されるおそれがないこと。
- 四 事業の開催計画が作成され運営方法が公正であること。
- 五 後援及び協賛にあつては、本学が経費を負担しないこと。

(主催者の範囲)

第5条 本学の名義使用の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体及びその機関
- 三 独立行政法人
- 四 教育研究機関

五 学術団体

六 公益法人及びこれに準ずる団体(政治団体、宗教法人及びこれらに準ずる団体を除く。)

七 その他学長が適当と認めるもの

(申請)

第6条 名義の使用許可を受けようとする者は、名義の使用開始予定日の1か月前までに、国立大学法人島根大学名義使用申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、本学以外の団体等が事業の主催者である場合に当該主催者所定の申請書がある場合は、この限りでない。

一 事業の概要

二 収支予算書(主催者が参加者から参加料等を徴収しない場合を除く。)

三 主催者の定款又は会則、役員名簿等(主催者が前条第1号及び第2号である場合を除く。)

2 本学の職員が名義の使用許可を受けようとする場合は、あらかじめ所属する部局等の長の承認を得なければならない。

(許可)

第7条 学長は、前条の申請書を受理したときは、第4条及び第5条に基づき、許可又は不許可を決定するものとし、許可する場合にあっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。

二 事業終了後は、速やかにその結果を報告すること。

(許可の取消し)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

一 許可条件に違反したとき

二 申請書に虚偽の記載があったとき

三 その他本学の名義を使用させることが不相当と認めたとき

(事務)

第9条 名義の使用に関する事務は、総務部総務課において処理する。

附 則

1. この要項は、令和3年10月18日から実施する。

2. 学術団体との講演会、研究発表会等の共同開催の取扱いに関する要項(平成17年7月5日制定)は、廃止する。

別記様式（第6関係）

令和 年 月 日

国立大学法人島根大学名義使用申請書

国立大学法人島根大学長 殿

【主催者】

住 所

機関又は団体名

代表者名

下記のとおり、島根大学の名義の使用許可を得たいので、申請します。

申請の種類	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業名	
開催期間	自： 年 月 日（ ） 至： 年 月 日（ ） （ ）日間
開催場所	
事業の概要 (目的、内容等) ※1	
参加予定者数	
参加料等の有無 ※2	無料 ・ 有料（金額 円）
担当者の氏名 ・連絡先	

※1 パンフレット等の参考資料がある場合は、添付願います。

※2 参加者から参加料等を徴収する場合は、収支予算書を必ず添付願います。